

資源ごみ・危険ごみ・有害ごみ

(カセットボンベ・スプレー缶・ガスライターは危険ごみ)

	地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源 回収 日	姫城	10・24	8・22	5・19	3・17・31	14・28	11・25	9・23	6・20	4・18	15・29	12・26	12・26
	小松原	9・23	7・21	4・18	2・16・30	13・27	10・24	8・22	5・19	3・17	14・28	11・25	11・25
	妻ヶ丘	9・23	7・21	4・18	2・16・30	13・27	10・24	8・22	5・19	3・17	14・28	11・25	11・25
	祝吉	14・28	12・26	9・23	7・21	4・18	1・15・29	13・27	10・24	8・22	5・19	2・16	2・16・30
	五十市	14・28	12・26	9・23	7・21	4・18	1・15・29	13・27	10・24	8・22	5・19	2・16	2・16・30
	横市	2・16・30	14・28	11・25	9・23	6・20	3・17	1・15・29	12・26	10・24	7・21	4・18	4・18
	沖水	2・16・30	14・28	11・25	9・23	6・20	3・17	1・15・29	12・26	10・24	7・21	4・18	4・18
	志和池	3・17	1・15・29	12・26	10・24	7・21	4・18	2・16・30	13・27	11・25	8・22	5・19	5・19
	中郷	3・17	1・15・29	12・26	10・24	7・21	4・18	2・16・30	13・27	11・25	8・22	5・19	5・19
	庄内	7・21	5・19	2・16・30	14・28	11・25	8・22	6・20	3・17	1・15・29	12・26	9・23	9・23
西岳	7・21	5・19	2・16・30	14・28	11・25	8・22	6・20	3・17	1・15・29	12・26	9・23	9・23	

(注意) 年末年始は12月の広報でお知らせします。
 ※自治公民館によっては、搬入日・収集回数が異なる場合がありますので、ルールに従って出してください。
 ※自治公民館の行事などで、収集日の変更を希望される場合は時間に余裕をもって連絡ください。環境業務課 ☎24-5560

使用済小型家電リサイクル活動推進事業

◆回収できる小型家電の例◆
 ※回収ボックスの投入口(25cm×10cm)に入る品目が対象です。

※使用済小型家電の回収を、下記施設内の回収ボックスで行っております。
 回収ボックス設置場所 ※各施設の営業時間に合わせて持参ください。



施設名	所在地	施設内設置場所
都城市役所 本庁	姫城町6-21	1階 東館北側入口
山之口総合支所	山之口町花木1934-1	1階 正面玄関入口
高城総合支所	高城町穂満坊306	1階 正面玄関入口
山田総合支所	山田町山田3881-7	1階 正面玄関入口
高崎総合支所	高崎町大年田1150-1	1階 正面玄関入口
地区公民館(本庁管内11箇所)		
ホームワイドプラス都城店	千町4351-2	サービスカウンター前
イオン都城ショッピングセンター	早鈴町1990	1階 東側エレベーター横
HEARTYながやま鷹尾店	鷹原町3027-1	正面入口 横
HEARTYながやま都北店	都北町1089	正面入口 北側
HEARTYながやま若葉店	若葉町88-5	正面入口 横
かかしの里ゆほほ	山田町中薬屋3340-2	温泉入口 向かい
観音さくらの里	高城町石山4195	レストラン入口
スーパーセンターニシムタ 五十市店	五十町2375-5	ホーム館家庭電器カウンター
生活協同組合コープみやざき花繰店	花繰町18号1番	正面入口 南側
生活協同組合コープみやざき都北店	都北町6400-1	正面入口 北側
社会福祉法人都城市社会福祉協議会	松元町4-17	正面入口



ご注意ください!
 ●電池は取り外してください。
 ●個人情報、必ず消去してください。
 ●回収した小型家電は、返却できません。
 ●家庭から排出されるものに限りです。(事業所から排出されるものは対象外です。)

●営利、非営利を問わず事業活動に伴うごみは、事業者の責任で処理しなければなりません。事業系ごみを市のごみ置場に出すことはできません。
 ●事業活動に伴う廃プラスチック、金属、建設廃材などの産業廃棄物は、事業者の責任で適正に処理してください。

ごみの減量化やリサイクルの推進に協力ください。

令和8年度 都城市(本庁管内)

家庭ごみ収集カレンダー

必ず市指定ごみ袋を使いましょう

自治公民館に加入しましょう

ごみ出しのルールを守り、きれいな街づくりを心掛けましょう

- ①「朝8時30分までに出しましょう。」(ごみの量に応じて収集時間を変更する場合があります。)
- ②市や最寄りの自治公民館に問い合わせ、事前に収集場所を確認しましょう。
- ③燃やせるごみ、燃やせないごみ置き場は必ずしも同じ場所ではありません。各自で確認して出しましょう。
- ④事業に伴い排出されるごみを市の置き場に出すことはできません。
- ⑤分別されていないごみは収集しません。

燃やせるごみ

(生ごみ、木くず・草類、衣類、紙くず、ビニール製品、プラスチック製品など)
 ※祝日、振替休日も収集します。年末年始は12月の広報でお知らせします。

収集日	月曜日と木曜日	火曜日と金曜日
月曜日と木曜日	〈小松原地区〉北原町、小松原町、栄町、志比田町、大王町、平江町、前田町、宮丸町 〈妻ヶ丘地区〉菫蒲原町、一万城町、上長飯町、上東町、妻ヶ丘町、天神町、中原町、花繰町、東町、広原町、若葉町 〈祝吉地区〉祝吉町、祝吉1~3丁目、上川東1~4丁目、郡元町、郡元1~4丁目、下川東1~4丁目、神之山町、千町、立野町、年見町、早水町 〈庄内地区〉乙房町、菓子野町、庄内町、関之尾町 〈西岳地区〉高野町、夏尾町、御池町、美川町、吉之元町 〈中郷地区〉梅北町、豊満町、安久町 ※石原・尾平野地区は月曜日のみ	〈姫城地区〉甲斐元町、上町、蔵原町、下長飯町、中町、西町、八幡町、早鈴町、姫城町、松元町、牟田町 〈五十市地区〉今町、大岩田町、久保原町、五十町、鷹尾1~5丁目、平塚町、南鷹尾町、都島町 〈横市地区〉蓑原町、都原町、南横市町、横市町 〈沖水地区〉金田町、高木町、太郎坊町、都北町、吉尾町 〈志和池地区〉岩満町、上水流町、下水流町、野々美谷町、丸谷町
火曜日と金曜日		

燃やせないごみ

(鍋・やかん類、びんの金属ふたなどや茶碗・陶磁器類、ガラス)
 ※祝日、振替休日も収集します。年末年始は12月の広報でお知らせします。

収集日	毎週水曜日
-----	-------

※自治公民館によっては、搬入日・収集回数が異なる場合があります。
